

一 釧路警察署からの呼びかけ 一

☎ 0154 - 23 - 0110



●特殊詐欺の手口をどのくらい知っていますか

自宅に「老人ホームに入居できる権利があり、名義を貸してほしい」という電話があり、トラブル回避のため、宅配便で現金を要求される特殊詐欺が発生しています。

現金は宅配便で送ることはできません。また、名義貸しは犯罪ですので行わないでください。

防犯対策として、留守番電話に設定し、知らない番号からの電話はでないようにしましょう。

また、「ウイルス除去費用」や「利用料金」などを名目に電子マネーを要求され、お金をだまし取られる詐欺も多発しています。電子マネーを要求されても、購入しない、IDを教えないでください。

●1月10日は「110番の日」

110番は、事件・事故等が発生した場合に警察へ緊急通報するための電話です。電話に出た警察官の質問に、慌てず落ち着いて「いつ」「どこで」「何があったか」を教えてください。

急を要しない相談や問い合わせなどは、警察相談電話(＃9110)または、最寄りの警察署や交番、駐在所に問い合わせください。



釧路市西消防署白糠支署
 11月末までの活動状況

○救急出動件数

- ・急病 32件 (364件)
- ・交通事故 1件 (14件)
- ・その他 9件 (124件)

○ドクターヘリ搬送件数 1件 (5件)

○火災出動件数 0件 (0件)

○その他の出動件数 9件 (61件)

※()内は令和5年1月からの累計出動件数

■お餅による窒息事故を防ぎましょう

窒息事故防止のポイントを確認し、楽しい正月をお過ごしください。

- ・餅は食べる前に小さく切って、よくかんで唾液と混ぜ合わせてから飲み込む。
- ・餅を食べる前に、お茶や汁物を飲んで喉を潤す。
- ・高齢者や子どもがお餅を食べるときは、食事の様子に注意し、見守る。

※窒息事故が起きてしまったときは、速やかに119番通報し、指示に従ってください。

問合せ先/西消防署白糠支署 ☎ 2-2053



個人事業主の消費税・地方消費税の確定申告

■課税事業者となる個人事業主の方(令和5年分)

①令和3年分の課税売上高が1,000万円をこえる事業者
 ②令和3年分の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、令和4年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者

③上記に該当しない場合で、令和4年1月1日から令和4年6月30日までの期間(特定期間)の課税売上高が1,000万円を超える事業者。なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

(注)事業用に提供していた建物や機械などの譲渡収入も、課税売上高に含まれます。

④インボイス発行事業者の登録を受けている事業者
 申告納税/4月1日(月)まで

問合せ先/釧路税務署 ☎ 0154-31-5100

わかものフリー相談会 in 白糠

サポステは厚生労働省が設置する49歳までの若者やご家族等の総合相談窓口です。フリー相談会では就職のことや将来のこと、生活のことなど幅広く相談を受け付けています。また、希望により個別のセミナー等も用意しますので、お気軽に問い合わせください。

日程/1月24日(水) 13時~16時

場所/社会福祉センター

問合せ先/くしろ若者サポートステーション

☎ 0154-68-5102

ヘルプマークを知っていますか?

外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。このマークを見かけたら、バスや列車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける、また災害時に安全に避難するための支援など、思いやりのある行動をお願いします。

なお、ヘルプマークは役場1階社会福祉係(2番窓口)で無料配布しています。
 問合せ先/介護福祉課社会福祉係 内線(529・530)



社会福祉協議会会葬お礼はがき利用料

○会葬御礼はがき利用料

(有)かねさだ高橋商店 高橋 隆助さん(東2南2)

45,000円

齊藤 美子さん(和天別1792) 13,000円

大畑 守(西・東2北1) 28,000円

佐藤 美津子(岬1) 7,000円

○一般寄付金

阿部 光恵(東1南2) 10,000円

給与所得者の確定申告

給与所得がある方についても確定申告をしなければならない場合があります。確定申告をすると源泉徴収された所得税および復興特別所得税が還付される場合があります。

■確定申告をしなければならない方

①給与の収入額が2,000万円を超える方

②1カ所から給与の支払いを受けている方で、給与の全部が源泉徴収(年末調整)の対象となる場合に、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

③2カ所以上から給与の支払いを受けている方で、年末調整されなかった給与の収入額と、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

■確定申告をすると所得税および復興特別所得税が還付される方

①災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害等について雑損控除を受ける方

②病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合

③ふるさと納税などの寄付を行い、寄付金控除を受ける場合

④家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築をして、住宅借入金等特別控除を受ける場合

申告納税/3月15日(金)まで

問合せ先/釧路税務署 ☎ 0154-31-5100

一町営住宅入居者募集一

問合せ先/建設課住宅管理係 内線(285)



受付期間/1月4日(木)~11日(木)

申込場所/建設課住宅管理係、庶務支所

入居時期/2月上旬予定

《募集住宅》上記QRコードから確認できます。

■橋北団地

・築S60年 1階3DK 2K4-1 家賃16,300円~

■日の出団地

・築H6年 1階3LDK HK3-4 家賃22,800円~

・築H6年 3階3DK HK3-9 家賃22,800円~

・築H6年 3階3DK HK3-10 家賃22,800円~

・築H6年 4階3LDK HK3-13 家賃22,800円~

■共栄団地

・築H14年 2階3LDK KR2-6 家賃26,800円~

※申込資格や申込方法などは問い合わせください。

忘れていませんか?家屋に関する届け出

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在で建てているものに課税されます。次のようなときは役場税務課資産税係に連絡をお願いします。

■取り壊しをしたとき

家屋の一部や全部を取り壊した方は、1階税務課にある用紙で届け出をしてください。

また、住宅用地には税負担を軽減する特例措置が適用されていますので、住宅を取り壊した場合は翌年度から家屋は課税されませんが、特例措置を受けられなくなり、固定資産税が上がる場合があります。

■法務局に登録していない家屋の所有者を変更したとき

売買などにより所有者を変更した場合は、1階税務課にある用紙で届け出をしてください。

届け出がない場合、翌年度以降も旧所有者に課税されますので、忘れずに届け出をしてください。

問合せ先/税務課資産税係 内線(535)

償却資産の申告

昨年、償却資産の申告をした事業者の方には、令和6年度の償却資産申告書を12月中旬に送付しています。

令和6年1月1日現在の償却資産の状況について申告書を作成し、期限までに役場税務課資産税係へ提出してください。また、償却資産の対象となる太陽光発電設備をお持ちの方も期限までに提出をお願いします。

■個人(給与所得者・年金受給者の方など)

全量売電:申告対象

余剰売電:申告の対象外

■個人(個人事業主の方)

全量売電・余剰売電に関わらず申告の対象

■法人

全量売電・余剰売電に関わらず申告の対象

※申告が必要な方で、申告書が届かなかった場合には連絡ください。

提出期限/1月31日(水)まで

問合せ先/税務課資産税係 内線(535)

今月の納税

国民健康保険税 第7期

納付期限 1月31日(水)

■今月の夜間窓口

日時/1月24日(水) 17時~19時

会場/税務課窓口(1階6番窓口)

問合せ先/税務課収納係 内線(538)